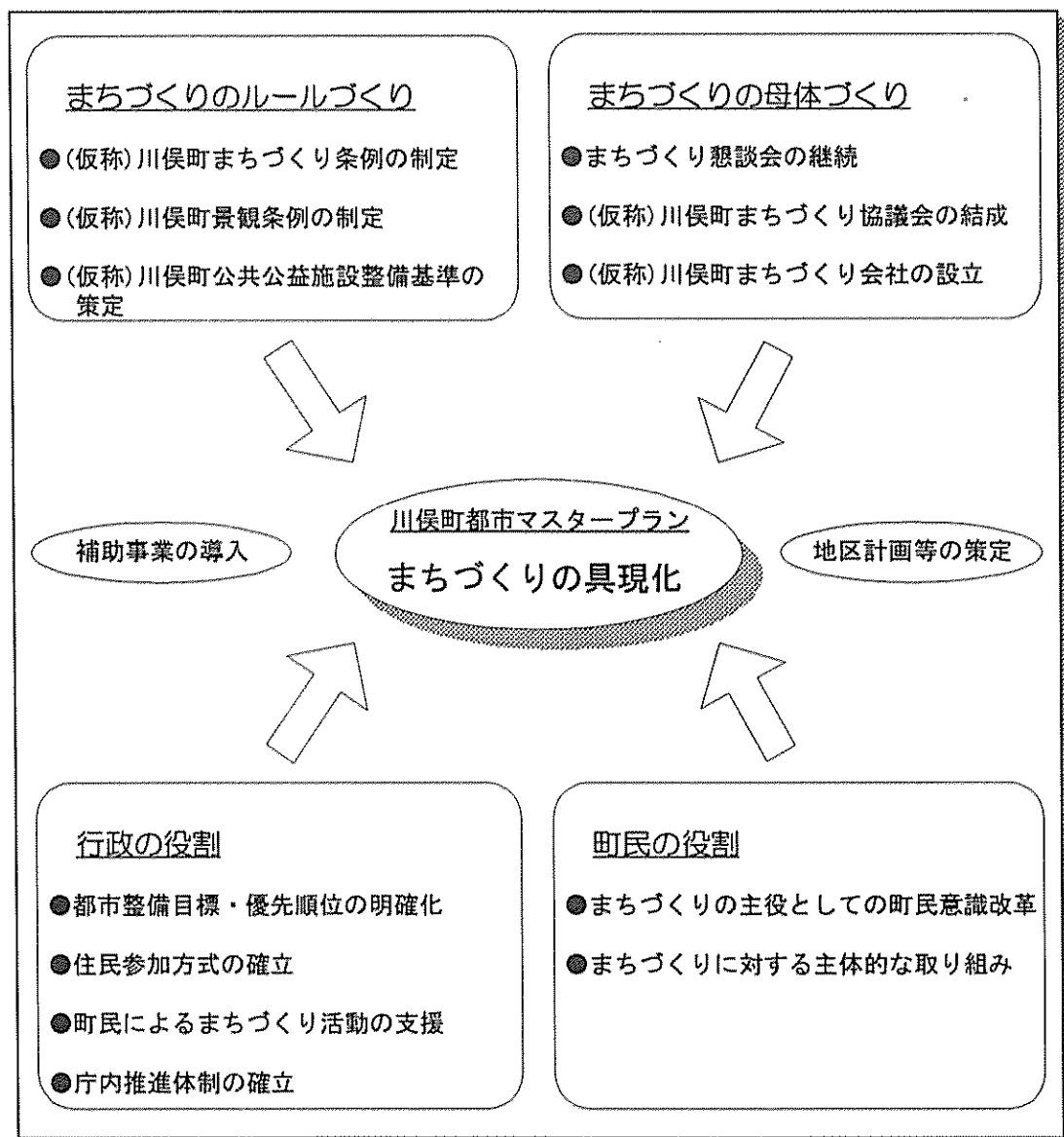


第5章 まちづくりの具現化に向けて

川俣町都市マスタープランは、21世紀の「川俣町のまちづくり」に向けて、まちづくりの主役である町民をはじめ、企業や各種団体、行政が共通の目標、方向性をもって取り組んでいくための指針となる計画です。

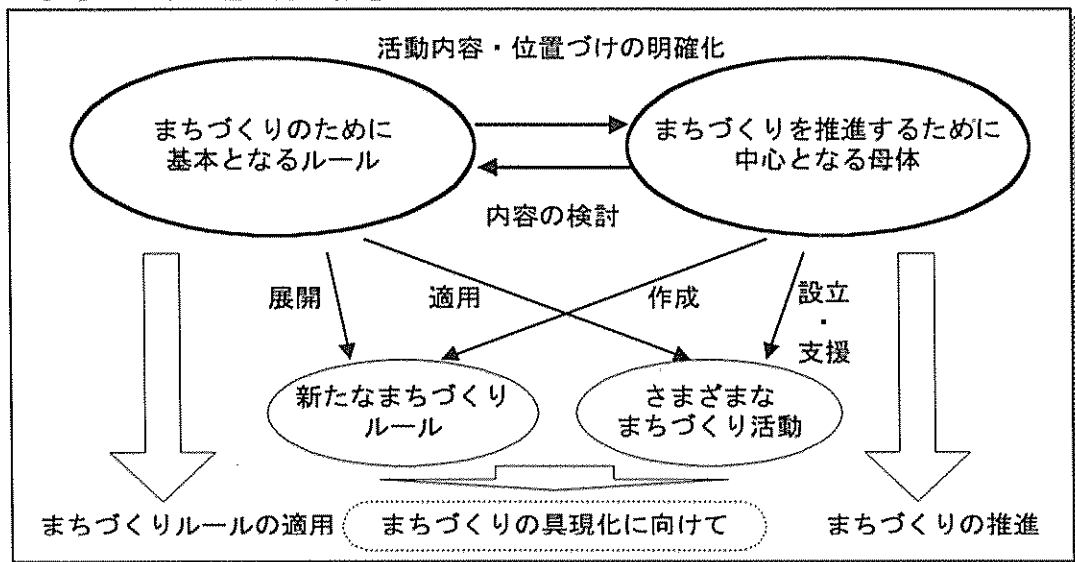
ここでは、まちづくりの具現化に向けて、「まちづくりの進め方」の基本的な考え方を示すとともに、町民（企業や各種団体を含む）と行政の役割を明らかにします。



1. まちづくりの進め方

都市マスタープランに示すまちづくりを進めていくために、まちづくりの基本となる「ルールづくり」や、まちづくりを中心となって推進していく「母体づくり」をおこなって、まちづくりを推進していきます。

■まちづくりの進め方の概念図



(1) まちづくりのルールづくり

都市マスタープランに示す川俣町の将来像を実現するためには、町民、企業・各種団体、行政の三者が力をあわせて、川俣町のまちづくりに取り組んでいく必要があります。町民各層や企業・各種団体の意見を採り入れて、ルールづくりを進めていくことが大切です。想定されるルールとしては、以下のようなルールが挙げられます。

「(仮称) 川俣町まちづくり条例」

町民、企業・各種団体、行政のそれぞれが、まちづくりに果たすべき役割、まちづくりに参加する仕組みを明確にします。

「(仮称) 川俣町景観条例」

広瀬川沿いの蔵並みなど、次の世代に伝えたい優れた景観や、建物の新築や改築などで新たに作り出す街並みに何らかのルールを設け、景観形成の方向性を明らかにします。

「(仮称) 川俣町公共公益施設整備基準」

施設の集約化・複合化、既存施設の統廃合やバリアフリー化など、公共公益施設の利用方法・整備のあり方を検討します。

(2) まちづくりの母体づくり

都市マスタープランは、行政のみでなく、町民、企業及び各種団体などが、共通の目標、理念の基にまちづくりに取り組んでいくための指針となるものです。この都市マスタープランに基づいたまちづくりを推進していくためには、町民や企業、各種団体などの主体的な取り組みが不可欠です。このため、以下のようなまちづくりを推進するための母体づくりが必要です。

まちづくり懇談会の充実・継続及び自治会との連携

川俣町のまちづくりを進めていくために、地区ごとの町民の意見を集約する場として、都市マスタープラン策定に際し開催されたまちづくり懇談会を継続的に開催していくとともに、将来的には、現在、全地区での組織化を目指している自治会との連携を図りながら、町民主体のまちづくりを進めていきます。

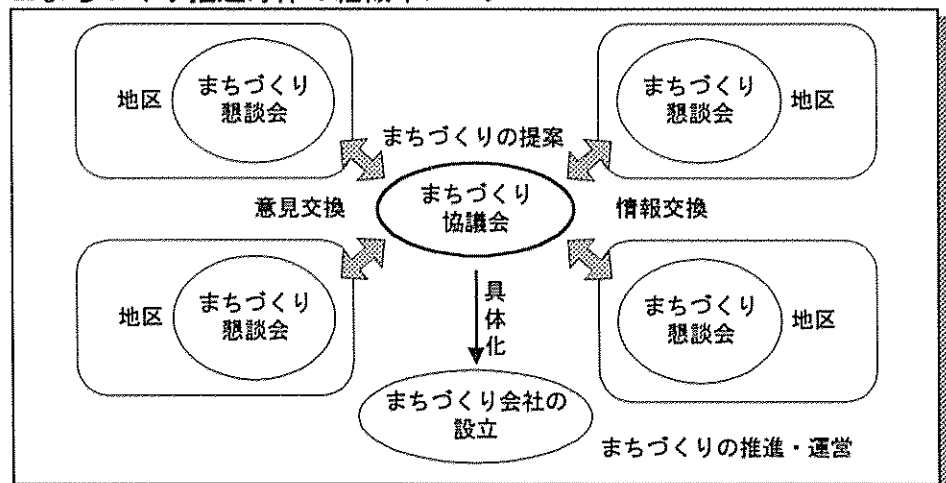
「(仮称)川俣町まちづくり協議会」の結成

町民、企業及び各種団体の代表者と行政とが一体となって、都市整備の進め方、整備の優先順位、町民参加の方法などについて、継続的に協議・検討を重ね合意形成を図っていきます。

「(仮称)川俣町まちづくり会社」の設立

町民や企業、各種団体等が共同で出資する法人が中心となって、まちづくりの具体的な事業を展開していきます。このまちづくり会社の事業に対して、行政は側面からさまざまな支援措置を講じ、公的事業との連携を図りながらまちづくりを推進してきます。まちづくり会社の具体的な事業としては、商店街の空き店舗の活用、共同駐車場の整備運営などが考えられます。

■まちづくり推進母体の組織イメージ



(3) 地区計画等の策定と各種補助事業の導入

地区計画等の策定

都市マスタープランに基づくまちづくりを進めていくには、ある程度のまとまりのある地区ごとに、地区住民の参加のもとに地区別整備方針に沿った地区計画を定め、住民と行政が一体となって地区整備を推進していくことが大切です。

暮らしやすい地区づくり、個性あふれる地区づくりを進めていくためにも、地区住民の主体的な協力が不可欠です。たとえば、細街路の拡幅も、地区計画に基づく敷地の自主的なセットバックが重要なポイントとなります。住民の一人一人が地区計画の策定プロセスに参加することは、まちづくりを身近な問題として捉え、住民主体のまちづくりを進める重要な一歩になると考えられます。

各種補助事業の導入

都市マスタープランに基づくまちづくりを円滑に進めていく上で、まちづくりを支援する各種補助事業を導入し、まちづくりのきっかけをつくることが重要なポイントとなります。活用が期待される補助事業としては、次のような事業があげられます。また、今後新たに整備される事業についても活用を積極的に検討していくことが必要です。

■活用が期待される補助事業例

分類	事業・制度	所管等	事業主体
総合整備	街並み・まちづくり総合支援事業	建設省	町、第3セクター、民間
	ふるさとの顔づくりモデル土地 区画整理事業	建設省	個人、組合、町、公社
商業振興・ 商業地整備	商店街等振興整備特別事業	自治省	町
	商業基盤施設整備費補助	中小企業庁	商店街振興組合・事業 協同組合・公益法人の まちづくり会社
	商業環境改善施設整備補助	中小企業庁	同上
住環境整備・ 住宅地整備	街なみ環境整備事業	建設省	町
	地域住宅（HOPE）計画	建設省	町
農村集落整備 農業基盤整備	農村自然環境整備事業	農林水産省	県、町
	農村活性化住環境整備事業	農林水産省	県、町
公園整備	都市公園事業（防災公園等）	建設省	町
道路・街路整備	シンボルロード整備事業	建設省	町
	身近なまちづくり支援街路事業	建設省	町
河川整備	ふるさとの川整備事業	建設省	国、都道府県
	多自然型川づくり	建設省	国、都道府県
駐車場整備	共同駐車場整備促進事業	建設省	町、第3セクター、民間等
市民参加・啓発	まちなみデザイン推進事業	建設省	地区内権利者等による 協議会組織
バリアフリー	人にやさしいまちづくり事業	建設省	町、第3セクター、民間等

2. まちづくりの主体

(1) 町民及び企業の役割

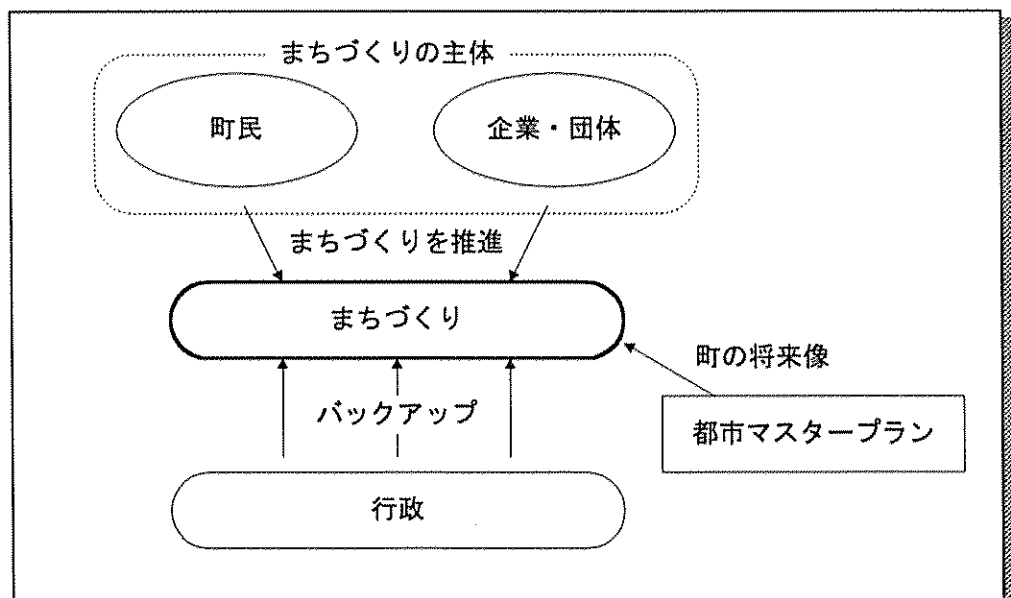
まちづくりの主役としての町民の意識改革

まちづくりの主役は、町民（町内企業及び各種団体を含む）です。しかし、町民の間には、まちづくりは行政がおこなうことで、自分たちは行政に対して要望事項をあげるのが役割であるという考え方がまだ一部に残っているようです。都市マスタープランに基づくまちづくりを推進していくためには、町民と行政がまちづくりの目標を共有して、ともに責任を持って取り組む必要があります。そのために行政も積極的に町民に参加を求めるとともに、町民もまちづくりの主役としての意識改革が不可欠です。自分たちの町を、自らの手で「川俣町をより良くしていこう」という主体的な意識の醸成が、何よりも必要です。

まちづくりに対する主体的取り組み

地区ごとのまちづくり懇談会や自治会、（仮称）川俣町まちづくり協議会などの場を通して、町民の意見を積極的にまちづくりに反映していくことが大切です。また、さらに一歩進めて、町民による積極的なまちづくり活動、まちづくり事業の展開を図ることが、川俣町のまちづくりにとって重要です。町内ではすでに、花づくり運動や清掃活動など、大きな成果を上げた活動も生まれており、この都市マスタープランの策定を機会に、町民のまちづくりに対する主体的な取り組みが、さらに一層高まることが期待されます。

■まちづくりの主体（イメージ）



(2) 行政の役割

都市整備目標・優先順位の明確化

まちづくりの主役である町民をはじめ、町内企業や各種団体と、行政が一体となったまちづくりを推進していくために、行政は都市整備の目標を明確にするとともに、町民の参加を「(仮称)川俣町まちづくり協議会」等での検討などにより積極的に求め、整備の優先順位を明確にしていきます。

庁内推進体制の確立

まちづくりは、行政組織においても庁内各課の緊密な連携のもとに推進していく必要があります。「(仮称)川俣町まちづくり協議会」など町民や企業、各種団体の代表者組織の設立と同時に、庁内でのまちづくり支援体制を明確にし、全庁的な合意形成のもとに効率的なまちづくりの推進を図ります。

住民参加方式の確立

今後のまちづくりにおいては、まちづくりにかかわる様々な意志決定プロセスの中で、町民各層の意見を十分に取り入れ、全町的合意のもとにまちづくりを推進することが求められます。また、都市整備事業等の事前・事後の評価なども、町民が参加した開かれた場でおこなわれることが大切です。行政としては、こうした住民参加のためのルールづくりをおこない、川俣町独自の住民参加の方式を確立します。

町民のまちづくり活動の支援

まちづくりの主役である町民や、企業、各種団体などが、積極的にまちづくり活動や、まちづくり事業を推進していくことができるように、行政としての支援策や支援体制を明確にします。また、まちづくりの気運が高まった地区については、積極的に町民のまちづくり活動を支援していきます。